

消費税及び地方消費税の税率の改正 に伴う入札事務の取扱いについて

平成26年2月28日
25財活第2350号
総務部長通達

最終改正 令和3年2月10日 2財活第2793号

本庁各部各課（室）長
警察本部長
教育長
各委員会（委員）事務局長
県議会事務局長
各出先機関の長

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）の施行に伴い、令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率が合計10%に引き上げられます。

つきましては、消費税及び地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、本県における入札事務についても、「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う入札事務の取扱いについて（平成26年2月28日25財活第2350号総務部長通達）」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和元年10月1日から施行しますので、事務処理に遺漏のないよう命により通達します。

なお、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）等の関係規程については、別途所要の改正を行いますので、念のため申し添えます。

記

1 予定価格の決定について

予定価格は消費税及び地方消費税を含む総額で適正に算定すること。なお、入札書（電子入札（電子情報処理組織（契約担当者の使用に係る電子計算機と入札参加者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）を使用して行う入札手続をいう。以下同じ。）を行う案件（以下「電子入札対象案件」という。）の場合は、当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）に記載された金額と比較するため、予定価格調書の予定価格の下に予定価格に110分の100を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「入札書比較価格」という。）を記載すること。

2 入札書比較価格について

入札書比較価格は、予定価格に110分の100を乗じて得た額（当該金額に1円未満の

端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするが、端数処理の関係で、予定価格の範囲内であるにもかかわらず、落札決定ができないことがあること。

したがって、入札書比較価格は、次の条件を満たす範囲内の最大の数値とすること。

$$\text{入札書比較価格} < \frac{\text{予定価格} + 1}{1.10}$$

また、最低制限価格を設定する場合は、同様の趣旨により予定価格調書の最低制限価格の下に最低制限比較価格を記載することとし、その価格は、次の条件を満たす範囲内の最小の数値とすること。

$$\text{最低制限比較価格} \geq \frac{\text{最低制限価格}}{1.10}$$

3 入札価格について

入札書には、事業者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(課税事業者の場合は消費税及び地方消費税抜きに相当する金額、免税事業者の場合は課税事業者と同一の条件で競争することができるようにするために用いる計算上算出された金額)を記載(電子入札対象案件において電子入札を行う場合は、当該金額を電子入札システム(契約担当者の使用する電子計算機と入札者の使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定までの入札手続を処理するシステムをいう。以下同じ。)に登録)させること。

$$\text{入札価格} = \text{契約希望金額} \times \frac{100}{110}$$

なお、この趣旨を徹底するため、入札公告又は指名通知に当たっては、次の文言を明示すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(※電子入札対象案件の場合)

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額又は電子入札システムに登録された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする

ので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載又は登録すること。

4 落札決定について

入札書比較価格の範囲内（最低制限価格を設定しているときは、最低制限比較価格と入札書比較価格の範囲内）で最低の価格の入札者を落札者とする。また、落札価格（契約金額）は、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

なお、落札宣言は、次の例によること。

〇〇株式会社、入札記載金額〇〇円、これに 100 分の 10 を加算した金額で落札

5 契約金額について

契約金額は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書記載金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

6 契約金額の記載方法について

契約の相手方が課税事業者であるか又は免税事業者であるかを確認した後、課税事業者の場合は、契約金額の下にかっこ書（内数）で消費税及び地方消費税の額を明示すること。

イ 課税事業者の場合

契約金額	円
※ うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円
(1 円未満の端数切捨て)	

※契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額

ロ 免税事業者の場合

契約金額	円
------	---

なお、変更契約の場合において、契約の相手方が課税事業者であるときは、変更増減額の下にかっこ書（内数）で、当該変更増減額に係る消費税及び地方消費税の額を明示すること。

7 課税事業者等の確認方法について

落札者から課税（免税）事業者届出書（別記様式）を提出させること。

なお、この趣旨を徹底するため、入札公告又は指名通知に当たっては、次の事項を明示するとともに、現場説明においてもその旨を説明すること。

落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税

及び地方消費税の額を明示する必要があるので、直ちに、課税（免税）事業者届出書を提出すること。

8 見積依頼書の取扱いについて

前各項の規定は、随意契約に準用するものとし、見積書（電子入札の例による場合は、当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録をいう。以下同じ。）の提出を求めるに当たっては、次の方法により見積書を提出するようあらかじめ説明すること。

見積書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

（※電子入札対象案件の場合）

見積書に記載された金額又は電子入札システムに登録された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた額）をもって契約価格とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載又は登録すること。

9 入札結果の公表について

入札結果の公表については、県の発注に係る工事等の指名・入札結果の公表について（昭和57年6月22日57管第224号総務部長依命通達）によっているところであるが、入札金額の欄には、入札書に記載された金額を記載するとともに、「上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が財務規則上の申込み価格である。」旨を備考として記載すること。

10 消費税の軽減税率制度の取扱いについて

消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号の2及び第11号の2に規定する軽減税率の対象となるものは、前各項（第7項を除く。）の規定について、「110分の100」を「108分の100」に、「1.10」を「1.08」に、「110」を「108」に、「100分の10」を「100分の8」に、「10%」を「8%」に、「110分の10」を「108分の8」にそれぞれ読み替えること。

別記様式

課税
事業者届出書
免税

年 月 日

殿

住所
氏名

課税事業者
下記の期間については、消費税法の（同法第9条第1項本文の規定によ
り消費税を納める義務が免除される事業者でない。）である（となる予定である）の
で、その旨届け出ます。
を免除されている。

記

課税期間 年 月 日から
年 月 日まで

参 考

入 札 ・ 契 約 の 具 体 的 手 続 き

指 名 通 知 ……

指名通知書において、「落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。」の文言を明記する。

（※電子入札対象案件の場合）

指名通知書において、「落札決定に当たっては、入札書に記載された金額又は電子入札システムに登録された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載又は登録すること。」の文言を明示する。

現 場 説 明 ……

上記の趣旨を説明する。明記する。

予 定 価 格 調 書 の 作 成 ……

予定価格は、消費税及び地方消費税分を含む総額で算定し、併せて予定価格の110分の100を乗じて得た額を「予定価格を記載した書面」の予定価格が記載された行の下に入札書に記載された金額と比較する価格を「入札書比較価格〇〇円」と記載するものとする。

入 札

入札書には、事業者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（課税事業者の場合は消費税及び地方消費税抜きに相当する金額、免税事業者の場合は課税事業者と同一の条件で比較できるようにするために用いる計算上算出された金額）を記載させるものとする。

（※電子入札対象案件の場合）

事業者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（課税事業者の場合は消費税及び地方消費税抜きに相当する金額、免税事業者の場合は課税事業者と同一の条件で比較できるようにするために用いる計算上算出された金額）を入札書に記載又は電子入札システムに登録させるものとする。

落札

…… 実務上は、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で最低の価格を入札書に記載した者を落札者とする。
(落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額とする)
落札宣言は、次のとおりとする。
「〇〇株式会社、入札金額〇〇円、これに100分の10を加算した金額で落札」

入札結果の公表

…… 従来どおりの方法によるが、入札金額の欄には、入札書に記載された金額を記載するとともに、「上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が財務規則上の申込みに係る価格である旨を備考として記載する。

契約書の作成

(注) 随意契約においても、上記に準じた方法によるものとする。